

警 務 乙 達 第 3 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

関 係 所 属 長 殿

警 務 部 長

福井県警察の病休補完業務職員の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福井県警察本部訓令第17号）の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察の病休補完業務職員の設置及び運用要綱」を制定し、令和2年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察の病休補完業務職員の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、警察職員が疾病等により長期間の病気休暇を取得した場合及び休職（以下「病休等」という。）となった場合における補完職員（以下「病休補完業務職員」という。）の配置及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 身分

病休補完業務職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第3 職務

病休補完業務職員は、警察官固有の権限として警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等各種法令に基づく職務など、病休補完業務職員が従事するのが不可能又は妥当ではない職務以外で、単純作業など定型的なものうち、病休補完業務職員が配置された所属長（以下「配置所属長」という。）が必要と認める職務に従事するものとする。

第4 任用

警察職員が病休等となった場合は、次のとおり病休補完業務職員を任用することができる。

- 1 医師の診断書により3か月以上の病休等が必要と認められる場合は、病休等の開始から病休補完業務職員を任用することができる。
- 2 病休等の延長により、病休等の期間が通算して3か月以上となることが確認できた場合は、当該延長の開始日から病休補完業務職員を任用することができる。

第5 手続

- 1 本部の警務課長（以下「警務課長」という。）は、警察職員の病休等の状況を確認し、病休補完業務職員の任用が必要な当該所属長の意見等を踏まえ配置を決定する。
- 2 病休補完業務職員の採用は、配置の緊急性やその任期に鑑み、公募によらず行うことができる。

第6 任期

病休補完業務職員の任期は6か月とする。ただし、病休補完業務職員が、当該会計年度途中に任期満了となり、引き続き病休等職員の病休等の期間が3か月以上の見込みとなる場合は、当該病休補完業務職員の同意を得たうえで、当該会計年度末までの範囲内においてその任期を更新することができる。

第7 勤務時間等

- 1 勤務時間は休憩時間を除き1日7時間30分とし、勤務日数は1か月当たり最大15日間とする。
- 2 配置所属長は、原則として毎月25日までに翌月の勤務計画表（別記様式）を策定し、病休補完業務職員に勤務日を示すものとする。

第8 その他

本要綱に定めのない事項については、警務課長が別に定めるものとする。

別記様式省略